五　信用金庫電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、その理由
六　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用金庫電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

2　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告は、官報、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は会社法第二条第三十四号に規定する電子公告により行うものとする。

3　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び信用金庫電子決済等取扱業の顧客の財産の返還又は顧客への移転の方法を示すものとする。

4　信用金庫電子決済等取扱業者は、銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、当該公告の写しを添付した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

5　信用金庫電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用金庫電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等が不要な場合）

第百七十条　銀行法第五十二条の六十の三十七に規定する内閣府令で定める場合は、信用金庫電子決済等取扱業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により信用金庫電子決済等取扱業の全部を他の信用金庫電子決済等取扱業者に承継させた場合とする。

（信用金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第百七十条の二　銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第百七十条の二の三において同じ。）が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合に限る。

［一～四　略］

2　［略］

（信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第百七十条の二の二　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　信用金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

［二・三　略］

2　［略］

（登録申請書のその他の添付書類）

第百七十条の二の三　銀行法第五十二条の六十一の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。ただし、銀行等が法第八十五条の四第一項の登録の申請をする場合は、この限りでない。

一　登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

［イ～ホ　略］

ヘ　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告の内容を記載した書面

二　［略］

［条を加える。］

（信用金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項）

第百七十条の二　銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第百七十条の二の三において同じ。）が法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。

［一～四　同上］

2　［同上］

（信用金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法）

第百七十条の二の二　［同上］

一　信用金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）のいずれを行うかの別（同項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）のいずれも行う場合は、その旨）

［二・三　同上］

2　［同上］

（登録申請書のその他の添付書類）

第百七十条の二の三　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　登録申請者が会計監査人設置会社であるときは、登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第三百九十六条第一項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面

二　［同上］